

## 介護予防ケアマネジメントにおける様式の取扱いの変更について

熊取町作成「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）業務マニュアル」（以下、「マニュアル」という）により定める様式7～9（※）につきまして、下記のとおり取扱いを変更することといたしましたので、ご理解いただき、ご対応をお願いいたします。

※様式7…課題整理表、様式8…お口の質問票、様式9…食事記録用紙

### ○変更点について

#### <現行>

- ・委託を受けた指定居宅介護支援事業所は総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントについて、町で独自に設定している様式7～9を必ず地域包括支援センターへ提出
- ・地域包括支援センターは提出されたケアプランが適切に作成されているか、内容が妥当かどうか確認するが、口腔や栄養状況等については、様式7～9から主に確認

#### <変更後>

- ・様式7～9の地域包括支援センターへの提出は必須としない
- ・アセスメント、基本チェックリスト等により、口腔や栄養等に問題があると考えられる場合には、適宜、様式7～9を活用し、その内容を反映したプランを地域包括支援センターへ提出
- ・地域包括支援センターは、提出された書類から口腔や栄養状況等含め、総合的に内容を確認し、必要に応じ助言または指導を行う
- ・自立支援型地域ケア会議の対象ケースとなった際には、対象者の状況把握及び専門職による適切な助言を得るため、町から様式7～9の提出を依頼

### ○変更時期

- ・令和3年2月分より（指定居宅介護支援事業所毎に変更可能となり次第）

※マニュアルは、他の変更点等を含め整理した上で、改訂する。

### ○備考

- ・様式について上記の通り変更いたしますが、口腔や栄養状況を把握することは、利用者の自立支援・重度化防止にとっても重要な要素です。この点を含め、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントに努めてください。
- ・自立支援に基づくケアプランの作成に係る研修を定期的開催していく予定です。積極的にご参加ください。